



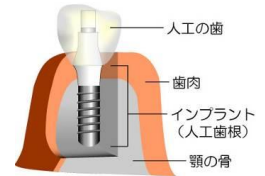
インプラント10年保証のあらまし

1. この保証のあらまし

(1) 保証のあらまし

この保証は、被保証者に対するインプラント治療の長期品質保証であり、所定の再治療事由により、保証期間内に保証部位^(注)が脱落または破折した場合に、認定会員（適格歯科医療機関）が無償で再治療を行います。

(注) 保証部位とは、この保証の対象となる埋入されたインプラント体（チタン素材の人工歯根）およびその上部構造（人工の歯）のことで、保証書の埋入部位に記載されたものをいいます。



(2) 被保証者としてご登録いただける方

認定会員において、インプラント治療を受けられ、次のいずれにも該当する患者さまに限り、年齢および性別は問いません。

- ① 認定会員等において、所定の定期メンテナンスを受けられることに同意された方
- ② 第三者機関であるガイドデントの保証登録審査に適合された方

(3) 登録条件～保証限度額設定についてのご注意

ご登録いただく保証の保証限度額^(注)については、次の①から③にご注意ください。

詳細は、認定会員またはガイドデントまでお問い合わせください。

また、患者さまが実際にご登録いただく保証の保証限度額については、【保証書】を必ずご確認ください。

- ① 1インプラントあたりの保証限度額は、認定会員において独自に設定されています。
- ② インプラント体と上部構造では、保証限度額の設定が異なる場合があります。
- ③ ガイドデント・ネット（再治療ネットワーク）ご利用の場合、共通保証限度額が設定され、保証書記載の保証限度額が減額される場合がありますのでご注意ください。

(注) 保証限度額とは、再治療事由（下表をご参照ください。）に該当した場合に、認定会員が無償で再治療する費用（「再治療費用相当額」といいます。）の上限をいいます。

2. 無償で再治療を行う場合、有償で再治療を行う主な場合

この保証は、日本国内においてのみ適用されます。

保証部位	無償で再治療を行う場合 (再治療事由)	保証限度額	有償で再治療を行う主な場合
インプラント体 および 上部構造	<p>被保証者^(注)が保証期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定会員の指示に従い、所定の定期メンテナンスを受診され、口腔内において正常に機能していた状態で、保証部位が脱落または破折したとき ② 偶然な事故により保証部位が脱落または破折したとき <p>(注) 被保証者とは、保証規約に基づくインプラント保証の対象者で、保証登録後、保証書に記載された患者さまをいいます。</p>	保証書記載の限度額	<p>被保証者が次のいずれかに該当し、または、いずれかに起因して保証部位が脱落または破折したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保証者の故意または重大な過失 ● 被保証者の定期メンテナンス不履行 ● インプラント治療前に発生した疾病 ● インプラント治療後に発生した重篤な疾病 ● 認定会員以外で行われたインプラント治療 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ● 洪水、高潮、暴風、台風などによる水災 など

ご登録時にご注意いただきたいこと

1. 定期メンテナンス受診義務

(1) 被保証者には、認定会員等において、次の定期メンテナンスを受けていただきます。

メンテナンス項目	メンテナンスの内容
(a) 再検査とその評価	インプラント周囲の軟組織および硬組織の検査・診断・咬合のチェック、X線検査及び被保証者のプラークコントロールの評価
(b) メンテナンス処置	認定会員等による被保証者への注意事項説明、プラークコントロールの強化の指導、歯石除去、インプラント周囲の研磨および咬合調整
(c) コンポーネントに関する不具合への対応	アパットメントスクリューなどのネジ構造物の締め直し、交換、ポーセレンやレジンの修理、メタルフレームの変形及び破折の処理
(d) 軟組織、硬組織の疾患の処置	アパットメントや上部構造の清掃および滅菌処置

保証期間	メンテナンス回数
第1保証年度 ^{注1} から第2保証年度まで	1年間に2回以上
第3保証年度から第10保証年度まで	1年間に1回以上

(2) 定期メンテナンスを受診されない場合には、無償で再治療を行えませんので、十分ご注意ください。

(注1) 保証年度とは、ご登録日（この保証の登録された日のことで、通常はインプラント第1次治療^{注2}が完了した日のこと）からその日を含めて1年を第1保証年度といい、以下順次、第2保証年度、第3保証年度となります。

(注2) インプラント治療において、歯を喪失した部分にインプラント体を埋め込む手術を行う治療のことをいいます。

2. 保証の責任開始期

(1) インプラント第1次治療が完了した時^{*}からインプラント体（人工歯根）の保証を開始します。

(2) 上部構造（人工の歯）の装着が完了した時から上部構造の保証を開始します。

^{*}保証期間は、インプラント第1次治療が完了した時から10年間となります。

3. 保証書について

すべてのインプラント治療が完了してから、ガイドデント所定の「インプラント10年保証書」を発行し、GA認定会員が交付しますので、お確かめください。

4. 個人情報の取扱いについて

保証登録申請書の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

ご登録後にご注意いただきたいこと

1. 通知事項

被保証者の住所などを変更される場合は、すみやかにご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

2. 歯科医療機関閉院時の取扱い

認定会員が閉院・廃院に陥った場合の被保証者保護の仕組みとして、「インプラント10年保証セーフティネット」があります。このガイドデント独自のセーフティネットの詳細は、「重要事項説明書」等をご覧ください。



インプラント10年保証のよくある質問

Q & A

Q1 定期メンテナンス費用は保証対象になるのですか？

A1 いいえ、保証の対象ではありません。定期メンテナンス費用は、被保証者のご負担になります。

Q2 『偶然』とはどういう意味でしょうか？

A2 トラブルの原因または結果の発生が被保証者にとって予知できない、被保証者の意思に基づかないことを意味します。

Q3 『定期メンテナンス』は認定会員で受けなければいけないのですか？

A3 はい。特別な事情がない限り、認定会員において定期メンテナンスを受診してください。

Q4 保証対象になる「偶然な事故」とは、具体的にどのような事故でしょうか？

【保証対象になる偶然な事故の例】

- ・自転車で転倒して顔面を殴打したため、インプラント体が脱落した。
- ・野球の練習中に顔面にボールが当たり、インプラント体が破折した。
- ・かたい物を噛んだ際に、上部構造が破折した。
- ・交通事故に遭遇し重症を負った。その事故が原因で上部構造が脱落した。

A4

Q5

定期メンテナンスを受診していたにもかかわらず、インプラント周囲炎になってしまいました。インプラントの除去が必要と診断されたのですが…。

A5

ご安心ください。保証限度額の範囲内であれば、保証規約に基づき、認定会員において無償で再治療を受けることができます。

ここまで違う！インプラント10年保証

保証機関であるガイドデントが認定会員の保証履行確保の措置を行う業界初のインプラント保証だから、歯科クリニックが単独で行う院内保証（自家保証）にはない様々な特長があります。

特長
1

保証の内容・範囲がよりワイドに充実！

「患者さまに生じた偶然な事故」は、歯科クリニックが行う院内保証では、一般的に保証されません。かかる事故は、インプラント治療の品質保証の本質から外れ、その保証責任を歯科クリニックが免れるからです。インプラント治療は、喪失された歯の単なる補綴治療ではなく、生活の質の維持・向上が究極の目的。

- インプラント10年保証なら、思いがけないトラブルにも対応。

特長
2

10年間確実に保証を履行します！

保証者である歯科クリニックの閉院等不測の事態に備えるためには、第三者の存在が必要不可欠といえます。歯科クリニックが単独で行う院内保証の最大のデメリットは、「保証書」が紙切れ同然にならない保証がどこにもないところです。

- インプラント10年保証なら、認定会員の万が一にも、独自のセーフティネットで再治療の機会をお約束します。

特長
3

第三者の目で厳しく治療品質を評価！

ガイドデントは、認定会員が行った患者さまに対するインプラント治療内容を確認のうえ、保証審査基準に基づき、保証登録の適否を判断しています。従って、保証登録を行うためには、第三者の厳しい目でその治療品質の評価を受けます。

- インプラント治療の透明性を高め、安心・安全なインプラント治療の普及促進にもインプラント10年保証が寄与しています。

特長
4

ライフスタイルの変化にも柔軟に対応！

10年先のライフスタイルの変化は誰にも予測できないもの。転居等患者さまのご都合により、インプラント治療を受けた認定会員で再治療ができない場合には、登録審査基準に適合した最寄りの認定会員が当該会員にかわって治療を行います。

- インプラント10年保証なら、予期せぬライフイベントにも柔軟に対応。全国ネットワークで再治療の機会をお約束します。

万一の再治療事由発生時の手続きについて

再治療事由が生じたら



保証部位に再治療事由が生じた場合は、認定会員またはガイドデント（ガイドデント・サポートデスク）までご連絡ください。
被保証者専用のWEBサイト「ガイドデント・コンシェルジュ」でも受付を承っております。

ガイドデントへのご連絡は
良い歯 みんな
0120-418-367 (無料)へ
 ホームページアドレス <http://www.guidedent.org>

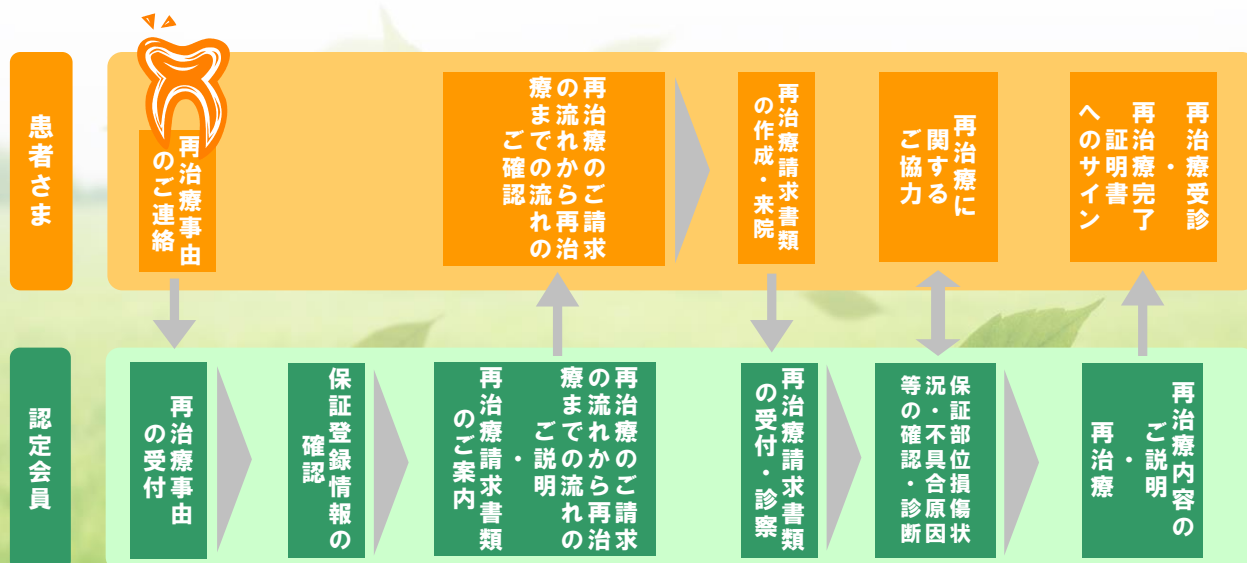
- 規約に基づき被保証者が再治療の請求を行うときは、認定会員またはガイドデントへ保証書をご提示ください。また、認定会員またはガイドデントが求める書類をご提出いただきます。
- 保証請求権については時効（2年）がありますのでご注意ください。

保証のご請求から再治療まで

認定会員またはガイドデントに再治療事由のご連絡をいただいた後に、再治療を受けていただくための手続き（再治療請求手続き）が必要となります。

再治療をお受けいただくおおまかな流れは次のとおりです。

万一の再治療事由発生の際は、認定会員またはガイドデントよりあらためてご説明いたしますので、詳しくは認定会員またはガイドデントまでお問い合わせください。



ガイドデント・サポートデスク 受付時間／AM10:00～PM6:00（土日祝日・年末年始休）

ガイドデント・ネット“G-Net”のご案内

G-Net

全国の認定会員の再治療ネットワークを利用して
適格歯科医療機関のご紹介も行っております。

このようなときに、『G-Net』は患者さまのお役に立ちます。

- 患者さまの転居等により、インプラント治療を行った認定会員で再治療を受けることが著しく困難になったとき
- インプラント治療を行った認定会員の転院等により、当該認定会員で定期メンテナンスを受けることが著しく困難になったとき など

ライフイベント対応型のインプラント10年保証なら
転勤・転居から予期せぬ災害まで“G-Net”が、
全国の認定会員における再治療の機会をお約束します。



*本サービスのご利用は、ガイドデントの承諾が必要となります。
ご相談内容によってご対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
G-Netに関するご相談は、認定会員またはガイドデントまでお問い合わせください。
*本サービスのご利用により、保証書記載の保証限度額が減額する場合があります。
G-Netご利用時は、下表の共通保証限度額が適用されます。



■ 共通保証限度額／1インプラントあたり

保証部位	G-Netご利用後の保証限度額
上部構造	100,000円
インプラント体	200,000円

●G-Netの詳細については、「重要事項説明書」等をご覧ください。

GuideDent

●あなたの“第2の永久歯”インプラントを健康で美しく保つためには、インプラント治療後のメンテナンスが重要です。

株式会社 ガイドデント

ガイドデントは、インプラント治療によるQOL
(Quality of Life)の向上を応援しています。

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-34-14 宝ビル 3F
ガイドデント・サポートデスク 0120-418-367(無料)
ホームページアドレス <http://www.guidedent.co.jp>

●認定会員へのご相談・お問い合わせ

2012年1月1日以降保証登録用